

大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画について－素案（概要）－

第1章 計画策定の背景と趣旨

「大分県子どもの貧困対策推進計画」及び「大分県ひとり親家庭等自立促進計画（第三次計画）」について、2つの計画は取組内容等で重複するものが多いことから、今回、効果的に取組を進めるため計画を一本化して見直す

第2章 計画の位置づけ

「大分県長期総合計画 安心・活力・発展プラン2015」及び「おおいた子ども・子育て応援プラン」の部門計画

第3章 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

第4章 子どもを取り巻く現状と課題

第5章 ひとり親家庭を取り巻く現状と課題

第6章 計画の基本方針

ひとり親家庭の生活の安定と向上及び貧困が世代を超えて連鎖することなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現

第7章 計画の推進にあたって

県民、関係団体、行政（各々の取組を所管する教育分野や福祉分野等の県・市町村の関係部局）が連携、協力して取り組む

第8章 計画の評価

- 24項目の指標の目標達成度により評価（主な指標は次のとおり）
- ・3歳児むし歯のない者の割合 R1 81.9%→80.0%以上を維持
 - ・朝食を毎日食べる子どもの割合（小学校）
R1 85.0%→全国平均（86.7%）以上を目標
 - ・子ども食堂の設置か所数 R2 74か所→100か所
 - ・子どもがいる世帯のうち、電気、ガス、水道料等の未払い経験の割合
R2 7.3%→7.0%

第9章 具体的な取組（主な取組は下記のとおり）

1 教育の支援

- ・幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- ・地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導、運営体制の構築
- ・高等学校等における修学継続のための支援
- ・大学等進学に対する教育機会の提供
- ・特に配慮を要する子どもへの支援
- ・地域における学習支援等

2 生活の安定に資するための支援

- ・妊娠期からの子育て支援の充実
- ・保護者の生活支援
- ・子どもの生活支援
- ・子どもの居場所づくりへの支援
- ・ひとり親家庭に対する面会交流の支援
- ・広報・啓発の充実

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ・職業生活の安定と向上のための支援
- ・ひとり親に対する就労支援
- ・ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

4 経済的支援

- ・保育料の負担軽減
- ・放課後児童クラブ利用料における低所得世帯への支援
- ・児童扶養手当制度の着実な実施
- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ・教育費負担の軽減
- ・養育費等の確保の推進